

【概要版】

第7期

市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

【平成30～32年度】

(2018～2020年度)

平成30年3月



計画策定の趣旨

平成 29 年 9 月現在、日本の高齢者人口（65 歳以上人口）は 3,510 万 6 千人、高齢化率は 27.7% となっており、近年増加を続けています（出典：「人口推計」（総務省統計局））。本市においても、平成 29 年 9 月 30 日現在、高齢者人口は 100,862 人、高齢化率は 20.8% となっており、平成 27 年に団塊の世代が 65 歳を迎えて以降、高齢者人口はますます増加し、今後も、高齢化がさらに進行し、特に後期高齢者が急増することが予測されています。

こうした中、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援や、要介護状態の重度化防止のために、地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制である「地域包括ケアシステム」の深化・推進が引き続き課題となっています。

第 7 期計画では、第 6 期計画での取組を踏まえ、団塊の世代が 75 歳になる 2025 年（平成 37 年）を見据え、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を目指します。

高齢者福祉計画・介護保険事業計画とは

高齢者福祉計画・介護保険事業計画は、高齢者を取り巻くさまざまな問題に対して、本市が目指すべき基本的な施策目標を定め、その実現に向かって取り組むべき施策を明らかにするものです。

高齢者福祉計画は、老人福祉法第 20 条の 8 の規定に基づき、高齢者に関する施策全般を計画するものです。

介護保険事業計画は、介護保険法第 117 条の規定に基づき、要介護認定者等の人数、要介護者等のサービスの利用意向等を勘案し、必要なサービス量を見込み、介護サービスを提供する体制を確保するなど、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に資することを目的とするものです。

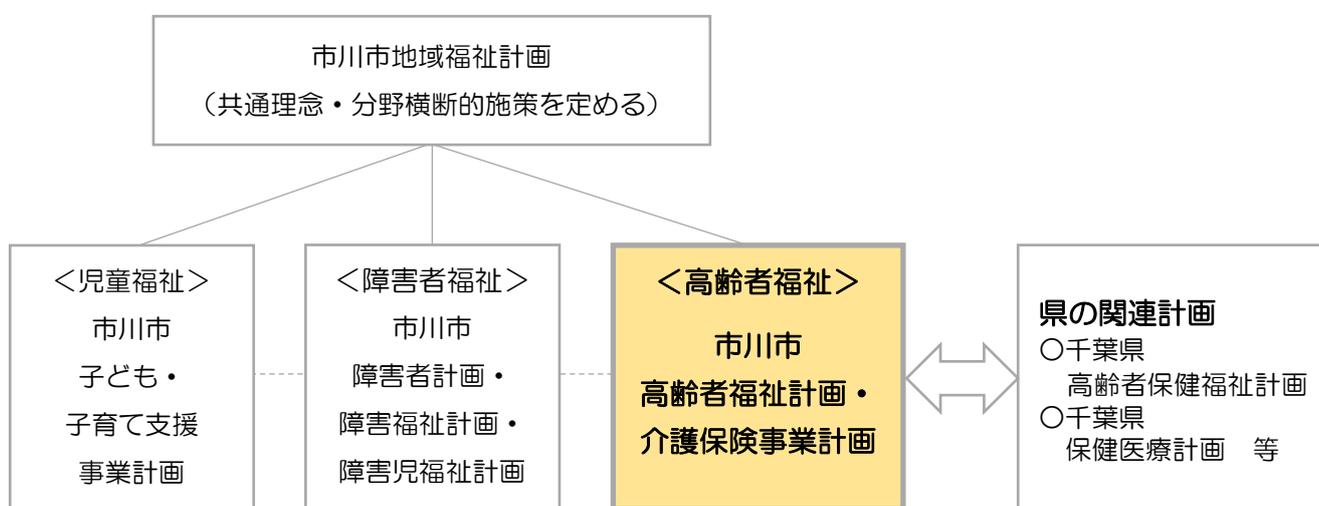
なお、高齢者福祉計画と介護保険事業計画は、それぞれの法律において、「一体のものとして作成されなければならない」と定められています。

計画の位置付け

本計画は、高齢者の生きがいや社会参加をはじめ、高齢者を中心とした市民生活の質に深く関わる計画であることから、地域における高齢者・障害者・子ども等の福祉に関し、共通して取り組むべき事項等を定める市川市地域福祉計画の内容を踏まえて策定する行政計画です。

また、県で定める計画との整合性を図るほか、障害者施策、保健や医療施策などの高齢者福祉等に関する他の個別計画との整合性・調和を図り、本計画を推進していきます。

高齢者福祉計画・介護保険事業計画と関連する諸計画の位置付け

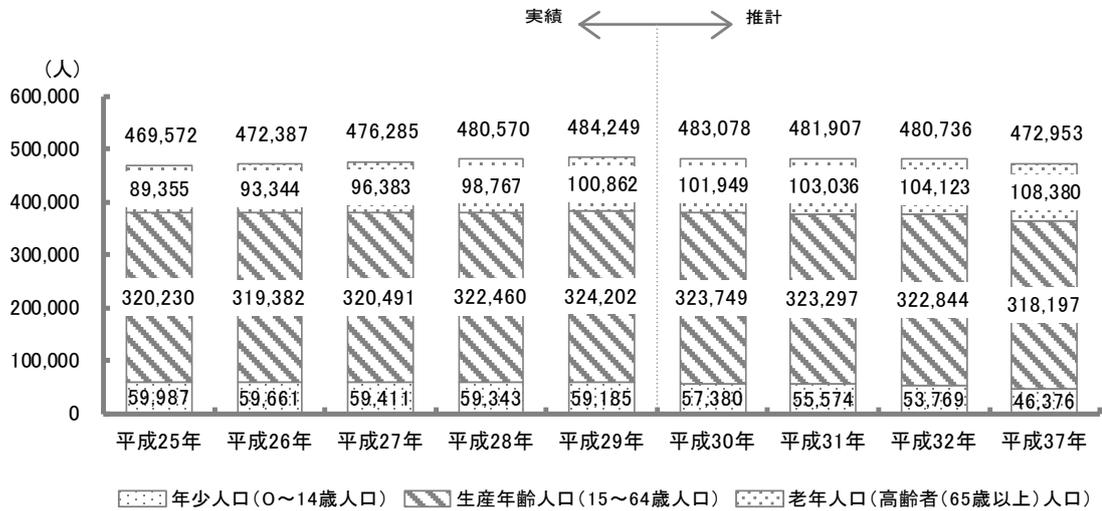


計画の期間

本計画の対象期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間です。

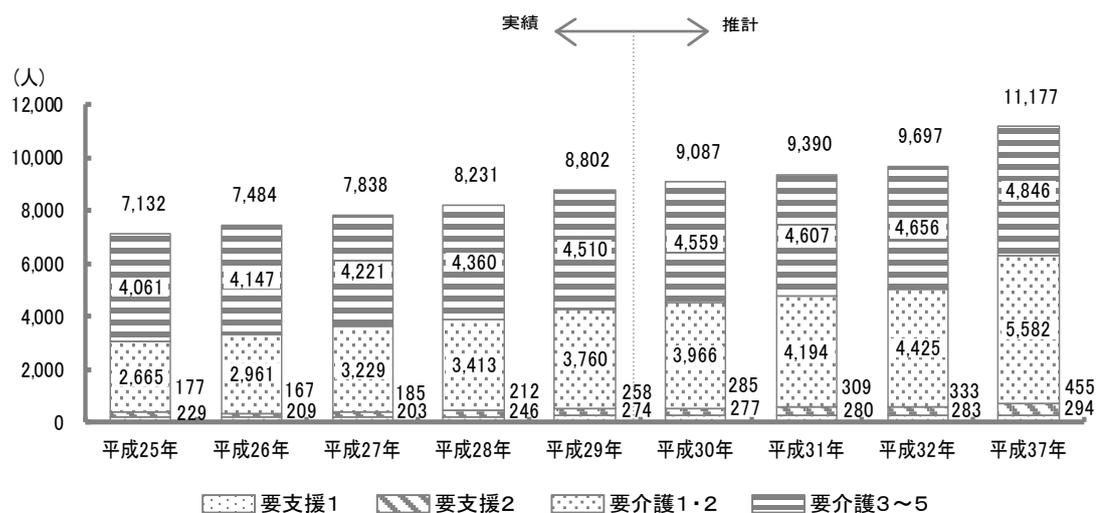
高齢者の状況と今後の推計

本市の人口は、平成25年の469,572人から平成29年の484,249人へと増加しています。平成30年以降の推計をみると減少傾向にあり、平成37年には472,953人になると推定されます。



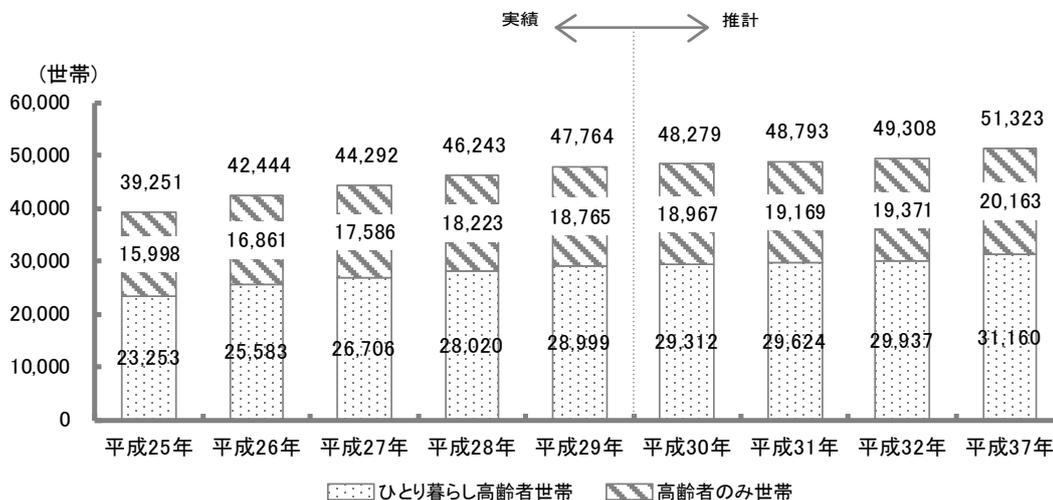
認知症高齢者の推計

要支援・要介護認定の際に、「認知症高齢者の日常生活自立度」でⅡ以上と判定された認知症高齢者は、平成29年には8,802人と年々増加しており、平成37年には11,177人になると推定されます。



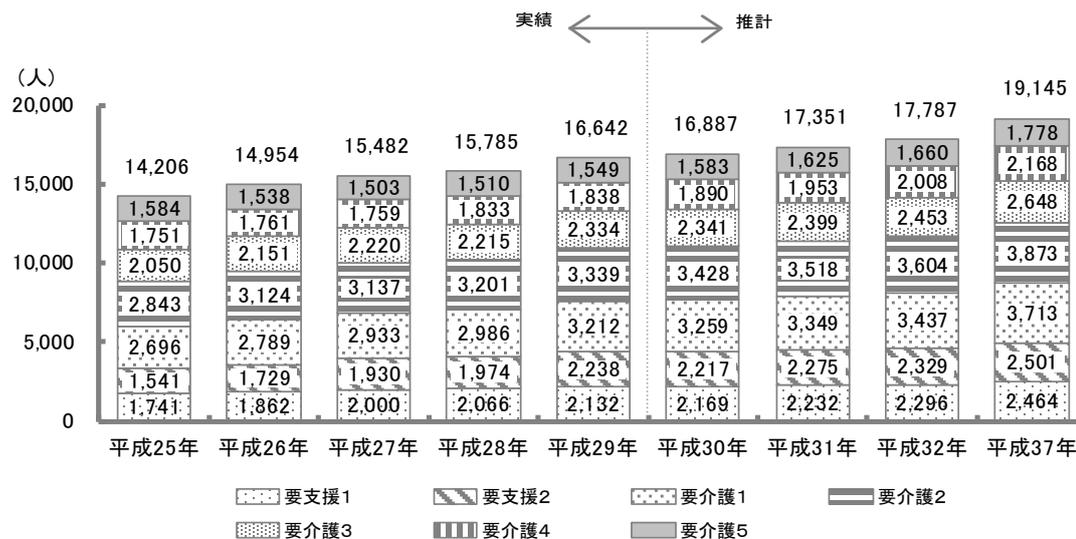
ひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯の推計

高齢者世帯の推移をみると、ひとり暮らし高齢者世帯、高齢者のみ（2人以上）世帯ともに増加しており、平成29年では両世帯を合わせて47,764世帯となっています。平成37年には51,323世帯になると推定されます。



要支援・要介護認定者数の推計

要支援・要介護認定者の推移をみると、平成25年から増加しており、平成37年には19,145人になると推定されます。



基本理念・基本方針・基本目標

第7期計画では、基本理念を見直し、「尊厳の保持」「自立」「共生」の3つをキーワードに、新たな基本理念を設定しました。

【基本理念】

個人としての尊厳が保たれ その人らしく自立した生活を送ることができる安心と共生のまち いちかわ

基本理念を踏まえ、高齢社会のピークとなる平成37年(2025年)を見据えて、基本方針、基本目標を次のとおり設定します。

基本方針

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域包括ケアシステムを推進していきます

基本目標 1 「介護予防・生活支援」

介護予防の普及啓発に取り組むほか、生きがいや役割を持って通える場が充実するよう地域活動を支援することにより、高齢者の自立した社会参加を促進し、要介護状態となることの予防、要介護状態の軽減及び重度化防止を図ります。

また、地域の担い手による多様な生活支援サービスの体制を充実させていくとともに、地域ネットワークの構築を図ることにより、日常生活上の支援が必要な高齢者が自立した在宅生活を送ることができるよう支援していきます。

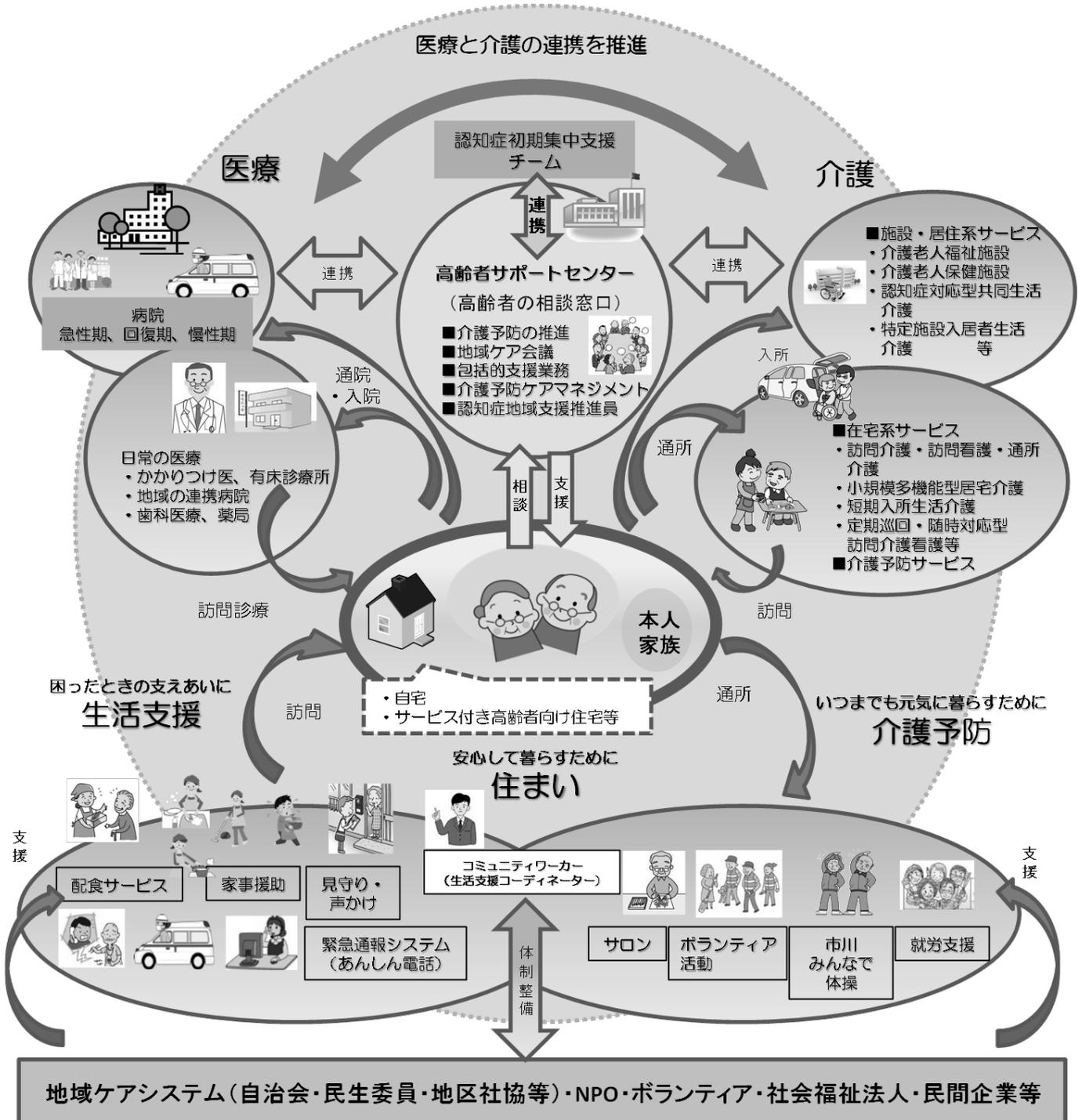
基本目標 2 「医療・介護」

退院支援、日常の療養支援、看取り等様々な局面で在宅医療と介護を一体的に提供するために、地域における医療・介護の関係機関などと連携を図るとともに、在宅医療・介護連携に関する地域住民の理解を深めるための普及啓発に取り組んでいきます。

基本目標 3 「住まい」

高齢者が心身の変化や生活状況に応じて住まいを選択できるような、幅広いニーズに対応できる住居を確保するほか、居住支援を充実していきます。

市川市地域包括ケアシステムのイメージ図



(1) 日常生活圏域設定の趣旨

地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、各市町村の高齢化のピーク時までには目指すべき地域包括ケアシステムを深化・推進する区域を念頭において、地域の実情に応じた日常生活圏域を定めるものです。

(2) 日常生活圏域の設定

本市では、市民の生活実態や地域活動に合わせた地域包括ケアシステムを推進していく必要があることから、日常生活と密接な関係にある自治会区域や地域ケアシステムの14の区域を基本に、施設整備を含めた介護サービスの量や医療の状況等を勘案し、第6期計画において4つの日常生活圏域を設定しました。

第7期計画においても、この4つの圏域設定を引き続き継承していきます。

日常生活圏域ごとの高齢者人口等の状況（平成29年9月30日現在）

（単位：人）

	合計	北部	西部	東部	南部
人口 A	484,249	98,493	114,478	107,209	164,069
高齢者人口（第1号被保険者）※1 B	100,526	26,516	26,260	22,193	25,557
高齢化率（%） B÷A	20.8	26.9	22.9	20.7	15.6
要支援・要介護認定者※2 C	16,049	4,356	4,720	3,646	3,327
認定率（%） C÷B	16.0	16.4	18.0	16.4	13.0
認知症高齢者※3 D	8,543	2,303	2,436	2,026	1,778
認知症高齢者の割合（%） D÷B	8.5	8.7	9.3	9.1	7.0

※1 介護保険システムより抽出したため、住民基本台帳人口とは数値が異なる。なお、住所地特例者（459人）を含まない。

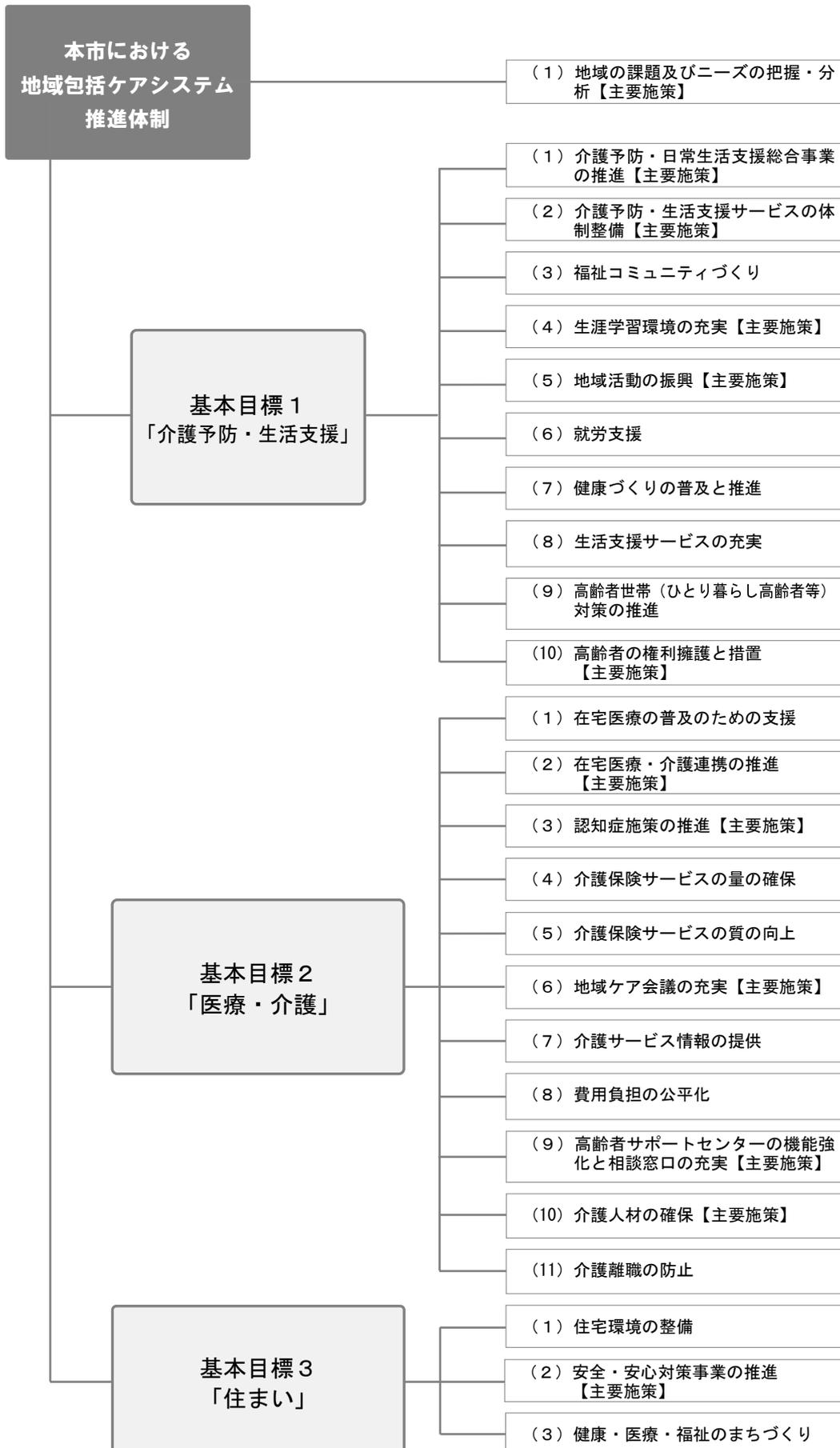
※2 介護保険システムより抽出したため、介護保険事業状況報告とは数値が異なる。なお、高齢者人口との比較のため、第1号被保険者のみとなっている。また、住所地特例者（357人）を含まない。

※3 要支援・要介護認定者のうち、要支援・要介護認定の際の主治医意見書により「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱ以上と判定された人数。なお、高齢者人口との比較のため、第1号被保険者のみとなっている。また、住所地特例者（259人）を含まない。

施策の体系

【推進体制と基本目標】

【施策】



本市における地域包括ケアシステム推進体制

(1) 地域の課題及びニーズの把握・分析【主要施策】

地域課題及びニーズは、関係機関が地域において活動していく中で、把握していることがあることから、関係機関と連携し、情報共有を図っていきます。

また、本市においては、地区推進会議や地域ケア会議などの会議体を活用して地域課題及びニーズの把握をしていきます。

<事業項目>

○地域包括ケアシステム推進委員会の運営【重点事業】

○地区推進会議の運営【重点事業】

基本目標1 「介護予防・生活支援」

高齢者が、住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けることができるようにするため、生きがいつくりと社会参加の場を確保し、また、地域住民ひとりひとりが健康に関心を持ち、介護予防の視点をもって生活していくことが重要です。このため、介護予防の普及啓発に取り組むほか、生きがいや役割を持って通える場が充実するよう地域活動を支援することにより、高齢者の自立した社会参加を促進し、要介護状態となることの予防、要介護状態の軽減及び重度化防止を図ります。

また、地域の担い手による多様な生活支援サービスの体制を充実させていくとともに、地域ネットワークの構築を図ることにより、日常生活上の支援が必要な高齢者が自立した在宅生活を送ることができるよう支援していきます。

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進【主要施策】

地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指します。

この事業を通して、住民主体の多様なサービスの充実を図り、要支援者等の選択できるサービス・支援を充実し、在宅生活の安心確保を図っていきます。

<事業項目>

- 介護予防・生活支援サービス事業【重点事業】
 - ・介護予防訪問介護相当の訪問型サービス
 - ・介護予防通所介護相当の通所型サービス
 - ・基準緩和通所型サービス（通所型サービスA）
 - ・介護予防ケアマネジメント
- 一般介護予防事業【重点事業】
 - ・介護予防普及啓発事業
 - ・介護予防把握事業
 - ・地域リハビリテーション活動支援事業
 - ・地域介護予防活動支援事業
 - ・一般介護予防事業評価事業

（2）介護予防・生活支援サービスの体制整備【主要施策】

単身高齢者世帯や高齢者のみ世帯が増加していく中、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくためには、多様な生活上の困りごとに対する支援が必要です。

今後、高齢者の生活を支援するために介護予防・生活支援サービスの体制整備を推進します。

<事業項目>

- 生活支援体制整備事業【重点事業】
 - ・協議体の設置及び運営
 - ・コミュニティワーカー（生活支援コーディネーター）の配置
 - ・地域活動の担い手養成研修

（3）福祉コミュニティづくり

福祉コミュニティの充実を図るため、地域ケアシステムを推進するとともに、地域住民が中心となって、課題の共有解決に向けて取り組む地域コミュニティづくりを進めます。

サロンの開催や、見守り、外出支援などの生活支援サービスの提供を通じて、地域の支え合い活動を促進するとともに、社会参加・社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながることから、高齢者が担い手としても活動していくことを促進します。

<事業項目>

- 地域ケアシステム推進事業
- 地域ケアシステム推進連絡会
- 相談体制の充実
- 地域資源のネットワーク

(4) 生涯学習環境の充実【主要施策】

高齢者が心身ともに健康で、充実した生活を送ることができるよう、誰もが参加しやすい各種文化・芸術活動、スポーツ・レクリエーション活動を推進するとともに、生涯学習として取り組む講座、イベントの開催、シニアカレッジの活性化など、高齢者の活動の場の充実を図り、生きがいつくりを推進します。

<事業項目>

- 生きがい事業【重点事業】
- シニアカレッジ教養講座
- 公民館主催講座活動事業等

(5) 地域活動の振興【主要施策】

高齢者が身近な地域の中で、シニア世代を対象とした講座やイベントの開催、高齢者クラブの活性化など、趣味や生きがいつくりを通して、積極的に社会参加ができるよう、各種社会活動を支援します。

<事業項目>

- いきいきセンター（老人福祉センター及び老人いこいの家）の活用【重点事業】
- 高齢者クラブの活性化
- ボランティア活動等支援事業
- コミュニティクラブ事業

(6) 就労支援

充実した社会参画を果たすために、高齢者が知識や経験を活かした業務に就き、地域社会へ貢献していけるよう、高齢者の雇用・就労機会の確保を図ります。

<事業項目>

- シルバー人材センター事業
- 事業者への情報発信と就労支援

(7) 健康づくりの普及と推進

高齢化がますます進展する中、健康寿命を延ばすことが重要であることから、健康教育、イベント、広報などを通じ、健康づくりの重要性などについて、積極的な周知を図るとともに、さまざまなライフスタイルに合わせた健康づくりに関わる各種取組を推進します。

<事業項目>

- | | |
|----------------------|----------------|
| ○健康づくりの重要性の周知・啓発 | ○推進員活動事業 |
| ○健康都市推進事業 | ○いちかわ健康マイレージ事業 |
| ○市民スポーツ振興事業 | ○健康相談 |
| ○健康教育事業 | ○訪問指導事業 |
| ○健康診査事業 | ○各種がん検診・肝炎検診 |
| ○成人歯科健康診査事業・口腔がん検診事業 | ○インフルエンザ予防接種 |
| ○成人用（高齢者）肺炎球菌予防接種 | ○高齢者健康入浴券交付事業 |
| ○はり・きゅう・マッサージ助成事業 | |

(8) 生活支援サービスの充実

住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、日常生活上の支援が必要な高齢者の自立生活や健康を支えるとともに、安否確認や見守りをかねたサービスを充実します。

また、自治会等の住民組織を始め、介護事業者を含めたNPOや民間企業、住民ボランティア等との連携を図ることにより、地域のニーズにあった多様な生活支援サービスを地域で提供し、高齢者の在宅生活の継続を支援します。

<事業項目>

- | | |
|-----------------|---------------|
| ○食の自立支援（配食サービス） | ○あんしん電話の設置・利用 |
| ○シルバーカー購入費助成 | ○交通安全つえの給付 |
| ○訪問理髪サービス | ○福祉有償運送の充実 |
| ○福祉タクシー | ○紙おむつの配布 |
| ○家族介護慰労金 | |

(9) 高齢者世帯（ひとり暮らし高齢者等）対策の推進

年々増加するひとり暮らしの高齢者などが地域で孤立せず、自立して安心した生活を継続できるよう、地域での見守りなどの仕組みづくりや対策を促進し、健康管理や閉じこもりの防止、孤立死の防止などに努めます。

<事業項目>

- ひとり暮らし高齢者への訪問
- 市川市見守り活動に関する協定
- 日本郵便株式会社市川・行徳郵便局との地域における協力

(10) 高齢者の権利擁護と措置【主要施策】

認知症などにより判断能力が不十分な高齢者など生活上に何らかの問題を抱え、解決できずに困難な状況にある高齢者に対し、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を送ることができるよう支援を行います。

また、自治会等の地域の関係者との協力・連携、保健・医療・福祉関係機関との連携体制の構築を図り、高齢者虐待の早期発見を図るとともに警察など関係機関と連携して対応を行います。

<事業項目>

- 高齢者の権利擁護と措置【重点事業】
 - ・成年後見制度利用支援事業
 - ・高齢者虐待への対応
 - ・消費者被害の防止
 - ・養護老人ホームへの適切な入所措置

基本目標 2 「医療・介護」

退院支援、日常の療養支援、看取り等様々な局面で在宅医療と介護を一体的に提供するために、地域における医療・介護の関係機関などと連携を図るとともに、在宅医療・介護連携に関する地域住民の理解を深めるための普及啓発に取り組んでいきます。

また、中重度の要介護者、単身又は夫婦のみの高齢者世帯及び認知症である者の増加、働きながら要介護者等を在宅で介護している家族等の就労継続や負担軽減の必要性等を踏まえて、在宅生活を支えるサービスの普及促進を図ります。

さらに、認知症高齢者の増加に対応して、医療・介護の連携による早期診断・早期対応の実現を図るなど、総合的な認知症施策を推進します。

(1) 在宅医療の普及のための支援

高齢者の増加に伴い、病気と共存しながら生活の質の維持・向上を目指す医療体制の整備が重要となっています。

かかりつけ医の重要性等の啓発を始め、住み慣れた地域で安心して在宅での療養生活を過ごせるよう在宅医療に関する相談に応じるなど地域医療体制を整備し、在宅医療の普及のための支援をしていきます。

<事業項目>

- かかりつけ医の重要性の啓発
- 在宅医療支援事業
- 在宅療養者等口腔保健推進事業

(2) 在宅医療・介護連携の推進【主要施策】

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者に、在宅医療と介護を一体的に提供するため、地域における医療・介護の関係機関の連携を進めていきます。また、在宅での療養が必要になったときに、本人の意思が尊重されるよう支援していきます。

<事業項目>

- 在宅医療・介護連携推進事業【重点事業】
 - ・地域の医療・介護の資源の把握
 - ・在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応等の検討
 - ・切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進
 - ・医療・介護関係者の情報共有の支援
 - ・在宅医療・介護連携に関する相談支援
 - ・医療・介護関係者の研修
 - ・地域住民への普及啓発

(3) 認知症施策の推進【主要施策】

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で質の高い生活を送り続けることができる地域づくりに取り組みます。

そのために、認知症の早期診断・早期対応を実現し、認知症の人やその家族を支援する体制を整えるとともに、地域住民の認知症に対する知識の普及啓発の促進を図ります。

<事業項目>

○認知症を医療・介護の連携で支えるための支援【重点事業】

- ・認知症地域支援推進員の配置
- ・認知症初期集中支援チームの活動

○認知症の人や家族を地域で支えるための支援【重点事業】

- ・認知症を理解するための啓発活動
- ・認知症ガイドブック（認知症ケアパス）の普及
- ・認知症カフェの開催
- ・認知症サポーターの養成
- ・認知症サポーターステップアップ講座の開催
- ・認知症の人が安心して外出できるための支援

(4) 介護保険サービスの量の確保

住み慣れた地域において安心して暮らし続けることができるよう、継続して、必要な介護保険サービスの提供体制を整備していきます。また、さまざまな状況により在宅生活の継続が難しくなった場合においても、施設等への入所により安心して暮らすことができるよう、施設サービスの提供体制の整備に努めていきます。

<事業項目>

- 住み慣れた地域での生活を支える地域密着型サービスの整備の推進
- 特別養護老人ホーム等の施設・居住系サービスの基盤整備

(5) 介護保険サービスの質の向上【主要施策】

介護保険制度への信頼を維持していくとともに、多様化するニーズに対応した質の高いサービスを提供するため、介護給付適正化事業の実施や事業者への指導・監督等により、介護保険サービスの質の向上に努めます。

<事業項目>

- 介護給付等費用適正化事業【重点事業】
 - ・要介護認定の適正化（認定調査状況チェック等）
 - ・ケアマネジメント等の適正化
 - ・サービス提供体制及び介護報酬請求の適正化
- 介護相談員派遣事業【重点事業】
- 包括的・継続的なケア体制の構築【重点事業】
 - ・介護支援専門員に対する日常的個別指導・相談
 - ・地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例等への指導・助言
 - ・介護支援専門員への支援
 - ・地域における介護支援専門員のネットワークの構築・活用
- 介護サービス事業者に対する指導・監督に関する取組
- 市川市介護保険地域運営委員会の開催

(6) 地域ケア会議の充実【主要施策】

民生委員・児童委員や自治会等の地域の支援者・団体や、専門的視点を有する多職種を交え、「個別課題の解決」「地域包括支援ネットワークの構築」「地域課題の発見」「地域づくり、資源開発」「政策の形成」の5つの機能を有する地域ケア会議により、高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を行います。

<事業項目>

- 地域ケア会議の運営【重点事業】

(7) 介護サービス情報の提供

介護保険の利用者が自ら必要なサービスを安心して選択できるよう、介護サービス情報の提供に努め、より効果的な情報提供の方法について、検討していきます。

<事業項目>

- 介護保険制度に関する情報の提供
- 介護サービス事業者ガイドブックの作成と市民への配布
- 介護サービス事業者に関する情報の提供

(8) 費用負担の公平化

介護保険料の上昇を可能な限り抑えつつ、高齢者世代内で負担の公平化を図り、介護保険制度を持続可能なものとするためには、低所得者も保険料を負担し続けることを可能にする必要があります。第7期計画においても、低所得者の保険料軽減を継続して行います。また、所得のある方の利用者負担が見直されます。

<事業項目>

- 低所得者の介護保険料を軽減
- 現役世代並みの所得のある利用者の自己負担の引上げ

(9) 高齢者サポートセンターの機能強化と相談窓口の充実【主要施策】

高齢者サポートセンター（地域包括支援センター）の機能強化及び地域や関係機関との連携を強化し、情報提供や相談体制を更に強化します。また、地域ケア会議を充実し、個別ケースに関する対策の検討・情報交換、地域資源の状況や不足しているサービスなどの地域課題の解決に取り組みます。

高齢者サポートセンターが業務を適切に実施し、業務への理解と協力を得るために地域住民及び関係者へ積極的に周知を図ります。

<事業項目>

- 高齢者サポートセンターの機能強化と相談窓口の充実【重点事業】
- ネットワークの充実
- 介護者家族等の支援

(10) 介護人材の確保【主要施策】

介護を必要とする高齢者が増加していく中で、介護を担う人材の確保は重要な課題となっています。千葉県では、福祉・介護人材の確保及び定着に向けた取り組みのひとつとして、地域の実情にあった福祉・介護人材の確保・定着対策を効果的に実施することを目的とした「千葉県福祉人材確保・定着地域推進協議会」を設置しており、本市においてもこの協議会に参加し、課題等を検討しています。

また、「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」を踏まえ、介護人材の確保に努めます。

<事業項目>

- 介護職員初任者研修費用助成事業【重点事業】
- 介護福祉士実務者研修費用助成事業【重点事業】
- 介護事業者向けの研修に関する情報提供

(11) 介護離職の防止

介護保険制度が創設された大きな目的の1つは、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みを設けることで、家族の過度な介護負担を軽減することです。

制度の創設とその後の介護サービスの充実に伴い、家族の負担は軽減された面もありますが、今なお、介護サービスを利用していない場合だけでなく、利用している場合でも、多くの家族は何らかの心理的な負担や孤立感を感じており、特に、認知症の人を介護している家族の場合にこの傾向が強くなっています。

一億総活躍社会の観点から、必要な介護サービスの確保を図るとともに、家族の柔軟な働き方の確保、働く家族等に対する相談・支援の充実に努めることで、働く人が家族の介護のために離職せざるを得ない状況を防ぎ、希望する者が働き続けられる社会の実現を目指すこととされています。

<事業項目>

- 認知症を理解するための啓発活動
- 認知症カフェの開催
- 住み慣れた地域での生活を支える地域密着型サービスの整備の推進
- 介護者家族等の支援

基本目標3 「住まい」

高齢者が心身の変化や生活状況に応じて住まいを選択できるような、幅広いニーズに対応できる住居を確保するほか、居住支援を充実していきます。

また、高齢者が気軽に出かけられる交通環境の整備や利用しやすい公共施設の整備、快適な居住環境の整備など高齢者にやさしいまちづくりを推進するとともに、防災・防犯にも配慮した安全で安心なまちづくりを推進します。

(1) 住宅環境の整備

高齢者を含め誰もが安心して住める公営住宅の適切な維持、管理に努めます。また、高齢者向けの住宅に関する情報提供等を行います。

<事業項目>

- | | |
|------------------|---------------------|
| ○高齢者向け優良賃貸住宅補助事業 | ○高齢者福祉住宅維持管理事業 |
| ○民間賃貸住宅家賃補助事業 | ○高齢者民間賃貸住宅あっせん制度 |
| ○住宅改修費の助成 | ○あんしん住宅推進事業 |
| ○住宅リフォーム相談 | ○特別養護老人ホーム等の福祉施設の確保 |

(2) 安全・安心対策事業の推進【主要施策】

防災・防犯意識の高揚と啓発に努めるとともに、避難行動要支援者対策事業については、避難行動要支援者名簿の作成・更新や、地域団体、福祉関係者等が連携して制度を周知、普及し、地域が主体となった支援体制の整備を推進します。

また、高齢者の交通安全に対する意識を高めるよう交通安全教育や啓発活動の充実を図ります。

<事業項目>

- | | |
|---------------------|------------------|
| ○避難行動要支援者対策事業【重点事業】 | |
| ○福祉避難所 | ○家具転倒防止器具等の取付費補助 |
| ○住宅用火災警報器の設置 | ○防犯対策事業 |
| ○青色防犯パトロール推進事業 | ○街頭防犯カメラ維持管理事業 |
| ○防犯灯設置費等補助金 | ○交通安全啓発事業 |

(3) 健康・医療・福祉のまちづくり

引き続き、公共施設のバリアフリー化を推進し、福祉の観点から施設の点検・整備を行うとともに、新たな施設整備については、ユニバーサルデザインの適用に努めるとともに、歩行空間、公共交通ネットワークの充実を図ります。

<事業項目>

- 交通バリアフリーの推進
- 人にやさしい道づくり重点地区整備事業

計画の進行管理

(1) 重点事業の評価指標等の設定

本計画の基本理念を実現するための本市の取組について進行管理をし、その取組結果を評価・分析するために、各主要施策に位置付けた重点事業に、計画期間内の評価指標とその年度目標を設定しました。

(2) アウトカム（成果）の評価指標等の設定

重点事業の実施により生じたアウトカム（成果）を測定、分析するための計画期間内の評価指標とその目標を設定しました。

(3) 重点事業及びアウトカム（成果）の評価・分析

本計画の進行管理として、進捗状況の確認と評価・分析を行います。また、その結果について、市公式 Web サイトにおいて公表します。

(4) 施策の見直し・改善

評価・分析の結果に基づき、施策の見直し・改善を行います。

サービスの見込量

(1) 居宅（介護予防）サービス見込み量の推計

		単 位	第 6 期			第 7 期		
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
訪問介護、介護予防訪問 介護（ホームヘルプサー ビス）	予防給付	人/月	873	384	3			
	介護給付	人/月	3,158	3,129	3,207	3,280	3,335	3,377
訪問入浴介護、介護予防 訪問入浴介護	予防給付	人/月	2	1	1	1	1	1
	介護給付	人/月	307	301	292	295	300	305
訪問看護、介護予防訪問 看護	予防給付	人/月	45	77	104	140	173	205
	介護給付	人/月	916	976	1,063	1,145	1,231	1,319
訪問リハビリテーション、 介護予防訪問リハビリテ ーション	予防給付	人/月	17	17	28	46	60	75
	介護給付	人/月	250	255	269	277	286	297
居宅療養管理指導、介護 予防居宅療養管理指導	予防給付	人/月	135	154	160	172	182	193
	介護給付	人/月	2,314	2,508	2,766	3,040	3,323	3,608
通所介護、介護予防通所 介護（デイサービス）	予防給付	人/月	932	383	2			
	介護給付	人/月	3,735	2,357	2,526	2,784	2,968	3,151
通所リハビリテーション、 介護予防通所リハビリテ ーション（デイケア）	予防給付	人/月	189	240	260	301	330	362
	介護給付	人/月	942	960	973	991	1,017	1,043
短期入所生活介護、介護 予防短期入所生活介護 （ショートステイ）	予防給付	人/月	8	9	17	15	16	17
	介護給付	人/月	685	718	802	869	953	1,036
短期入所療養介護、介護 予防短期入所療養介護 （ショートステイ）	予防給付	人/月	1	1	1	1	1	1
	介護給付	人/月	96	82	89	97	105	114
福祉用具貸与、介護予防 福祉用具貸与	予防給付	人/月	437	585	680	755	833	915
	介護給付	人/月	4,059	4,149	4,368	4,647	4,860	5,069
特定福祉用具販売、特定 介護予防福祉用具販売 （福祉用具購入費の支給）	予防給付	人/月	25	22	26	33	40	50
	介護給付	人/月	89	89	90	99	103	119
住宅改修、介護予防住宅 改修	予防給付	人/月	32	31	30	39	43	48
	介護給付	人/月	74	69	78	98	114	136
特定施設入居者生活介護、 介護予防特定施設 入居者生活介護	予防給付	人/月	104	111	108	119	125	131
	介護給付	人/月	788	819	876	963	1,014	1,065
居宅介護支援、介護予防 支援	予防給付	人/月	1,901	1,349	934	1,032	1,086	1,138
	介護給付	人/月	6,820	6,916	7,300	7,751	8,149	8,538

(2) 地域密着型（介護予防）サービス見込み量の推計

	単 位	第6期			第7期		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	介護給付 人/月	42	42	48	51	77	99
夜間対応型訪問介護	介護給付 人/月	92	92	96	100	104	108
認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護（認知症対応型デイサービス）	予防給付 人/月	0	0	0	0	0	0
	介護給付 人/月	93	112	135	161	187	215
小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護	予防給付 人/月	3	4	1	2	2	2
	介護給付 人/月	83	87	97	130	141	180
認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）	予防給付 人/月	1	1	1	1	1	1
	介護給付 人/月	229	246	261	288	318	348
地域密着型特定施設入居者生活介護	介護給付 人/月	0	3	13	29	29	29
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	介護給付 人/月	26	25	17	25	25	25
看護小規模多機能型居宅介護	介護給付 人/月	0	0	0	0	25	29
地域密着型通所介護（地域密着型デイサービス）	介護給付 人/月		1,760	1,840	1,959	2,049	2,137

(3) 施設サービス見込み量の推計

	単 位	第6期			第7期		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	介護給付 人/月	1,009	1,077	1,076	1,202	1,330	1,460
介護老人保健施設	介護給付 人/月	828	844	861	884	906	930
介護療養型医療施設	介護給付 人/月	150	152	147	150	153	156
介護医療院	介護給付 人/月				0	0	0

施設等整備計画

(1) 介護保険施設等整備計画

サービス種別			平成 29 年度まで	第7期		
				平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
1	介護老人福祉施設 (定員30人以上の特別養護老人 ホーム)	施設数	14ヶ所	100人	100人	100人
		定員	1,210人			
2	介護老人保健施設	施設数	9ヶ所	—	—	—
		定員	1,000人			
3	特定施設入居者生活介護 (定員30人以上の介護付き有料 老人ホーム)	施設数	13ヶ所	50人	—	—
		定員	700人			

※平成29年度の数値は、平成29年度末までに整備（整備中含む）された施設の総数。

(2) 地域密着型サービス整備計画

サービス種別			平成 29 年度まで	第7期		
				平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
1	地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護(定員29人以下 の特別養護老人ホーム)	施設数	1ヶ所	—	—	—
		定員	25人			
2	小規模多機能型居宅介護	施設数	5ヶ所	1ヶ所	—	1ヶ所
3	認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	施設数	17ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
		定員	323人	18人	18人	18人
4	認知症対応型通所介護 (認知症対応型デイサービス)	施設数	6ヶ所	—	1ヶ所	1ヶ所
5	地域密着型特定施設入居者生活 介護(定員29人以下の介護付き 有料老人ホーム)	施設数	1ヶ所	—	—	—
		定員	29人			
6	定期巡回・ 随時対応型訪問介護看護	施設数	3ヶ所	—	1ヶ所	1ヶ所
7	看護小規模多機能型居宅介護	施設数	0ヶ所	—	1ヶ所	—

※平成29年度の数値は、平成29年度末までに整備（整備中含む）された施設の総数。

介護保険料の算定

(1) 保険給付費

(単位:円)

総給付費 (介護給付費+ 予防給付費)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	21,043,580,461	21,464,527,733	22,749,106,000
	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	24,302,393,000	26,267,048,238	28,294,536,236
特定入所者介護 サービス費等給付費	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	705,369,736	671,725,925	723,407,000
	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	660,342,000	676,634,000	695,792,000
高額介護サービス費等 給付費	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	432,548,331	544,336,268	550,298,000
	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	675,445,000	751,410,000	854,304,000
高額医療合算介護 サービス費等給付費	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	67,804,486	43,451,364	85,243,000
	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	91,763,000	94,261,000	96,633,000
審査支払手数料	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	21,495,760	21,454,940	21,110,000
	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	22,262,000	23,574,000	25,398,000
制度改正に伴う 影響額※1	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	24,469,387	39,889,016	43,207,219
保険給付費 計	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	22,270,798,774	22,745,496,230	24,129,164,000
	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	25,727,735,613	27,773,038,222	29,923,456,017
	平成 37 年度		
	36,671,900,636		

※1 制度改正により、一定以上所得者のサービス利用時の自己負担の引き上げによる保険給付費減少分。

※2 平成27・28年度は実績額、平成29年度は見込み額、平成30～32年度は計画額、平成37年度は第7期計画策定時における見込み額。

(2) 地域支援事業費

(単位：円)

介護予防・日常生活 支援総合事業費 ※1	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	56,709,209	407,552,688	672,627,000
	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	693,977,000	773,376,000	815,369,000
包括的支援事業・ 任意事業費	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	381,489,100	528,064,713	544,968,000
	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	551,208,000	575,083,000	594,689,000
地域支援事業費 計	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	438,198,309	935,617,401	1,217,595,000
	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	1,245,185,000	1,348,459,000	1,410,058,000
	平成37年度		
	1,749,626,000		

※ 平成27・28年度は実績額、平成29年度は見込み額、平成30～32年度は計画額、平成37年度は第7期計画策定時における見込み額。

※1 平成27年度は介護予防事業費の実績。平成28～29年度は、介護予防・日常生活支援総合事業費の実績及び見込み額。

○包括的支援事業【社会保障充実分に係る】の費用額見込み（再掲）

(単位：円)

在宅医療・介護連携推進 事業	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	7,435,000	5,570,000	5,570,000
認知症総合支援事業	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	2,148,000	2,208,000	2,208,000
生活支援体制整備事業	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	16,332,000	24,000,000	24,000,000
地域ケア会議推進事業	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	146,000	146,000	146,000

介護保険料の算定

※下表（ ）内は月額（単位：円）

所得段階、 基準額に対する割合	対 象 者	平成30年度 ～32年度	平成27年度 ～29年度	年額の 増減額
第1段階※ ¹ 基準額×0.4	・生活保護を受給している方又は老齢福祉年金の受給者で市民税世帯非課税の方 ・本人及び世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が80万円以下の方	26,700 (2,225)	25,440 (2,120)	1,260
第2段階 基準額×0.6	本人及び世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超120万円以下の方	40,080 (3,340)	38,220 (3,185)	1,860
第3段階 基準額×0.65	本人及び世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円超の方	43,440 (3,620)	41,400 (3,450)	2,040
第4段階 基準額×0.8	本人が市民税非課税で、同世帯に市民税課税者がおり、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方	53,460 (4,455)	50,940 (4,245)	2,520
第5段階 基準額	本人が市民税非課税で、同世帯に市民税課税者がおり、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超の方	66,840 (5,570)	63,720 (5,310)	3,120
第6段階 基準額×1.1	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の方	73,500 (6,125)	70,080 (5,840)	3,420
第7段階 基準額×1.25	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	83,520 (6,960)	79,620 (6,635)	3,900
第8段階 基準額×1.5	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	100,260 (8,355)	95,580 (7,965)	4,680
第9段階 基準額×1.6	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	106,920 (8,910)	101,940 (8,495)	4,980
第10段階 基準額×1.7	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の方	113,580 (9,465)	108,300 (9,025)	5,280
第11段階 基準額×1.9	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満の方	126,960 (10,580)	121,020 (10,085)	5,940
第12段階 基準額×2.0	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上700万円未満の方	133,680 (11,140)	127,440 (10,620)	6,240
第13段階 基準額×2.1	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が700万円以上800万円未満の方	140,340 (11,695)	133,800 (11,150)	6,540
第14段階 基準額×2.2	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上900万円未満の方	147,000 (12,250)	140,160 (11,680)	6,840
第15段階 基準額×2.3	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が900万円以上1,000万円未満の方	153,720 (12,810)	146,520 (12,210)	7,200
第16段階 基準額×2.4	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の方	160,380 (13,365)	152,880 (12,740)	7,500
第17段階 基準額×2.5	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,500万円以上の方	167,100 (13,925)		14,220

※1 第1段階は、50%の公費負担とは別に、第6期から継続して公費を投入し基準額に対する割合を引き下げ、保険料負担を軽減いたします。

介護保険制度における低所得者への対応

(1) 低所得者（市民税世帯非課税者）の第1号保険料軽減強化

更なる高齢化の進行に伴う介護保険サービスに要する費用の増加により、保険料の上昇が避けられない中、制度を持続可能なものとするため、第6期（平成27～29年度）に引き続き、第7期（平成30～32年度）においても、第1段階に該当する方の保険料に50%の公費負担とは別に公費を投入し、保険料負担を軽減します。

また、消費税率が10%に引き上げられることに伴い、国において、第1号保険料の軽減対象を第1段階から第3段階までに拡大する検討がされており、本市においても、国の動向を踏まえて実施する予定となっています。

(2) 第1号被保険者の介護保険料の軽減事業（市単独事業）

第1号保険料については、軽減実施者の約6割の方が生活保護基準以下であることを踏まえ、生計維持困難者を対象とする介護保険料の軽減事業を実施していきます。

（対象者）

第1号被保険者のうち介護保険料の所得段階が第1段階～第3段階に該当する方で、生活保護基準に照らして生計維持が困難な方（生活保護受給者を除く）。

(3) 介護保険居宅サービス利用者負担額軽減事業（市単独事業）

生計維持困難者が介護保険事業者の居宅サービス等を利用した場合は、利用者負担の軽減を行い、居宅サービス、地域密着型サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス、介護予防・生活支援サービスの利用促進を図っていきます。

（対象者）

「第1号被保険者のうち介護保険料の所得段階が第1段階～第3段階に該当する方で、生活保護基準に照らして生計維持が困難な方（生活保護受給者を除く）」又は「第2号被保険者のうち市民税世帯非課税で生活保護基準に照らして生計維持が困難な方」。

第7期市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画【概要版】

発行日 平成30年3月
企画・編集 市川市福祉部福祉政策課 地域支えあい課 介護福祉課
発行 者 市川市
〒272-8501
千葉県市川市南八幡2丁目20番2号
TEL 047-334-1111（代表）

いつも新しい流れがある 市川



